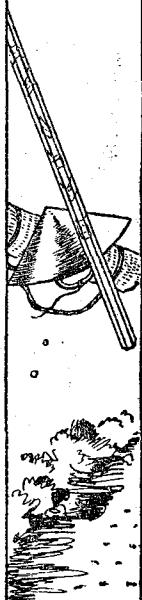


江戸 時代 旅 宿 物 語 (終)

史 料

渡 部 英 三 郎



◎ 旅宿も一路衰微へ（封建制旅宿の衰微）

斯うして、時代の推移が齎らした宿驛制度の頽廢、これに隨伴せる宿場町及び四隣諸村の疲弊衰弱、かかる事態の下に在りながら、獨り旅宿のみが繁榮への途を辿ることは不可能であつた。殊に、時代の貴族層を中心とする目標として經營せられてゐた宿々の主要な旅宿は、宿驛制度自體と共に一聯の封建制交通施設を形成するものであつて、宿驛制度と共に、必然に盛衰を共にすべく運命付けられてゐた

のである。元禄年代以降急激に發達した貨幣經濟の、封建貴族が據つて立てる土地經濟への壓迫は、物價變動の形を採つて、幕府及諸大名の財政を一様に窮乏へ導きつゝあつたのである。そしてそれ等の貴族層を主要な顧客としてゐた本陣、脇本陣などをはじめ、これに類した宿々の旅宿は、何れも、その影響を最も敏感に受けなければならなかつたのだ。享保年代以前に於いてさへ主要な旅宿（主とし）が甚しく衰微の色を示してゐたことは、

當時開國の神君(康)四海を席の如くまき、袋のごとく納めて、彼等悉皆東武城下に在住せしめ、朝暮の勤仕不絶、年々參觀交代止事なく、國々又堅固なり、抑五畿七道驛館も是が爲めに立來り、四民共に行路の患なし。然るに驛宿段々昔に變り、世に長久にして、次第に國々の驛館零落して、家に雨を覆ふの力なき事は何ぞや。(民間卷之三、第十三「國々諸侯大夫驛亭止宿の子細を辨すること」)

といふ田中丘隅の記述などに、明かに窺はれるであらう。

そして明敏なこの著者(の著者)は斯如き旅宿衰微の原因を、問屋の衰微と同様、根本的には、貨幣價值の變動に歸してゐる。換言すれば貨幣經濟の發達が齎らした物價變動が、その根本の原因であつたといふのである。例によつてくどくしい表現ではあるが左に引用して参考としたい。

此事も亦段々前に所々書がごとし。(宿驛衰微の原因に就られて)天地は三十年にして改ると云へば、御治世するに、百有餘年前の萬事、何ぞ昔にひとしからんや。抑も其時代の金銀と云は世上に少なし。壹兩の小判有る時は、

近所より尋ね聞て來りて、所望し拜見すと云へり。凡小判の大切成咄しを傳へ聞に、開國の神君より一、三十年の間に、諸國の御代官所並御金奉行勤たりし人は、御自筆の御受取手形下され、御判も自あらはされしより、古き家々には今も残りて有之由なり。(中略)且又其所大阪御陣の節、或人江戸を立て出陣し給ひしに、其支度料として白銀三枚給りしを、小田原にして其内一枚を失つて、

残一枚に成し、始末を能く遣ひ合せ、御歸陣すみやかに江戸着まで、一枚の内錢百二十文を約して持來りしよし。道中一錢を出せば餅も喰ひ、茶も呑、十錢にしては酒食に飽の時分なり。よつて金銀の大切成事如斯也。且遠國などへ引越行く者小判一兩を持てば、一生其利にして澤山に其身を過るよし也。

斯くの如く江戸時代初期に於ける貨幣の貴重さ、即ち其の價值の大きさを述べた後、同じ著者は續いて、その後に於ける貨幣價值の低下——物價の變動——を説き次の如く記述してゐる。

其後段々御代の長久に隨ひ、國々所々の金銀の山掘出し、金銀世上に澤山に成、諸色は高直にして、偏に金銀は無に似たり。其地金壹兩材木を買へば、梅檜の五六寸角を六、七十本調ひしを。今は六七本にも不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>求。くれ木は一兩に百挺なりしを、今は十挺にも不<sup>レ</sup>買、諸色品によりて二十倍餘と成り（下略）

材木に就いて云へば、幕府創業の當時から、享保年代に至る百二三十年の間に、價額が十倍の騰貴を示し貨物の種類によつては二十倍以上の騰貴を示してゐるものもあつたといふのである。

斯うした時代に於いて、宿泊せる諸大名から旅宿へ拂ふ金が甚だ貴重な價値を有つてゐたことはいふまでもない。ケンペエルなどの外國旅行者が描いてゐるやうな本陣をはじめ上等旅宿の廣莊な建築構造（前文）は斯うした物價低廉の時代に、有利な條件の下に、金目を惜まずに、建築せられたものであつたのである。そして諸大名の旅宿への拂へ又は「下されたもの」は、實にかかる時代の物價を標準として定められたものであつたのである。

萬事金銀の貴き事此積りを以て、御入用の砌より諸侯大夫道中休泊の賜は極りけるとなり。其比は誠に貴かりけりとなり（民間省要）

とある記述は其邊の事情を説明するものでなければならぬ。從來から諸大名が參覲交代の往還に當りました幕吏等が往來に當つて旅宿に支拂つた金額につき、「民間省要」は續いて次の如く記してゐる。

抑諸家道中宿々への賜、凡そ五千石より萬石内外の往來、休みして金百疋二百疋或銀壹枚、泊所にして二百疋三百

疋五百疋位までなり。惣して賜の高下は分限によらず、家々の品によることなり（下略）

これは五千石から一萬石内外の身分の幕吏、または小大名の宿泊料、休憩料であるが、續いて四、五萬石から十四、五萬石の諸侯のそれに就き、

凡そ賜は休所にて二百疋より六百疋又三枚より二枚なり、泊所にて一兩より三兩まで又は一枚より五枚までなりといへど、家々の格によりて其品色々なり。

と書いてゐる。更に十七八萬石から五七十萬石の大名に就き

凡諸家十七八萬石より五七十萬石の家に、とてもさしたる差別はなき物なり。休所にして漸く四、五百疋歟、二

三枚の間、泊所にて二三枚歟三、五枚には不過といへども（下略）

と記してゐるが、祿高の大小により、諸侯の旅宿に對する支拂額に多少の相違があつたのは彼等が引具する従者の數に相異があることが重なる原因であらう。それは兎も角、

恐らくは參觀交代制が制定せられて、諸侯の江戸往還が全く常規的なものとなつた當初に定められたであらう。右に

述べたやうな宿泊料または休憩料は、その後物價が十倍にも騰貴し、品物によつては二十倍にも騰貴するに至つてからも、（前文）依然として舊のまゝであつたものの如くである。「民間省要」が十七八萬石から五七十萬石の大名の宿泊料に就いて述べた後、

近年かゝる事も察したる忠臣有る家には、表向きには古例を以して、内所よりそれべく心付あるも有といへど、それは稀なり、家々の風によつて親きあり疎きありて、更に一樣ならず。

と云つてゐるのは、そうした事態を推察せしめるものである。即ち心利いた家臣のある藩などでは表面の宿泊料は前掲の如き古例によつて支拂つたが、物價の變動を斟酌して内面から、多少割増しをして支拂ふ場合も稀にはあつたといふのである。以て如何に、物價の變動が旅宿の經營を困難ならしめつゝあつたかの一斑を窺はれよう。次に、

往時に在つては旅宿は諸大名の通過ある毎に、宿泊料の外に、種々の物品や金銭などの賜りものがあつたり、また火災等の厄に遇つた場合などにも諸侯から多額の補助があつて、享保年代頃のやうに旅舍の復興に苦しむやうなこともなかつた。

古へは賜（宿泊料を此處では指す）の外に諸侯大夫、國々の珍物又は

端物などとて給はり、又は年禮諸侯の間々の機嫌窺ふに  
も、皆それぐの拜領物有り、且又參觀發足上下の節、  
休泊の地の外まで、通りかけの目見へに、又目祿給はし  
本亭（本陣の）も火事杯にあへば、諸家不殘それぐ合力  
有レ之、其品或は泊とて常に一枚給るは（脱字）四五枚給は  
る格にては、十枚二十枚づゝ家風によつて給はしに其頃  
の貴き金銀なれば、諸家の力にして、公邊の御世話なし  
て、早速普請も出來たりし（民間省要）

右の記述はそれを傳へられしものである。旅宿が火災などに罹れば、金四五枚位を支拂ふ程度の諸大名が何れも金十枚から二十枚宛ほども補助したといふのであるから、恐

しくは俗に云ふ「焼けぶとり」の幸運を旅宿の主人はつかむ結果となつたであらう。だが、貨幣經濟の發達、必然の結果として生ずるその土地經濟に對する壓迫が諸大名の財政を何れも一様に急速に窮乏へ導へたがために、大名から收納されてゐたそした旅宿の雜收入も殆ど絶無となつたものである。

もう一ヶ大名不勝手（窮乏的）と云煩ひ起り來り、けん  
やく初り、中古より又手傳と云ふ大病家々を犯して、諸  
名が幕府のため土木治水等種々困窮を表とする世と成來り  
し上に、打續て國々の風水火の災多し。且又江城下の火  
難日々増ごとく成に、是又國々の城下にて津湊に至る迄、  
此患至らぬ濃もなく、此入用皆國民にかゝりて、其餘り  
が諸家中迄の歎きと成し故、只公邊の勤の外には、とにかくに禮にも法にも不構是非善惡によらず。有來る格を  
缺いてもひたすら金銀の入用を減ずる事を武士の嗜第一  
のことし、三略六韜も此術極り、忠貞是に止り世と成し  
なり（民間省要）

諸侯財政の窮乏は、あれほど格式を尊重し、面目を氣にかけたるが如きであつたのに、彼等としてその面目を捨て、それまで下賜して旅宿を有難がらせてゐた金品の下賜をも中止せしめ素知らぬ顔して通過せしめるに至つたのである。宿泊の翌朝旅宿の主人番頭など一同から、馬鹿町疇な敬禮を受けながら旅立つて行く彼等の中には、丁度茶代を置かずに出發する旅行者に共通のやうに何かしらひけ身を感じる者も、少くなかつたであらう。そうなつて來ると、諸藩の吏員と旅宿の人々との間に結ばれてゐた濃やかな關係は何時か疎遠となり、次第に通り一邊の客と營業者といつたやうな冷やかなものとなつてしまつた。何時の世でも、黃金が人間の精神を支配する力は強いものであつたのだ。

家々の役人替る毎に、可なるも除かれて、段々の心盡しき今は往還止宿休の賜のみと成て通り一遍の外、何の親もなくなりし。適々用事有て行事にも、富士津島の御師などのはらひに行くが如し。もてなさるゝ事ぞ口惜しけれ（民聞）（省要）

速かに其約を守て相待、下宿の旅籠屋（下役役人は參觀交換の旅宿へ）に至迄、一年中の渡世の内、參觀交代の時を待つたのである。少し話が前後するが、諸藩が困窮して來ると、旅宿に對して損失を與へ當然に辨償すべき金さへ支拂はれなくなつた。

あつたに拘らず（前文）寛永年代頃に定められた古例によつて支拂はれるのであつては旅宿の經營が立ちゆかなくなるのは當然であつて全國の旅宿は、殊にそれが、封建貴族層（大名、幕府、地位高き僧侶など）を目標とし、その宿泊によつて經營を續けてゐた代表的なものである場合、一様に衰微し、寂れていつたのである。前にも引用したやうに民間省要が「然るに宿驛段々昔に變り、世は長久にして、次第に國々の驛館零落して、家々雨を覆ふの力なき事は何ぞや」と疑念してゐるやうな旅宿の一般的衰微はかかる時勢の推移を根本的な原因として齎らされた必然の結果であつたのである。少し話が前後するが、諸藩が困窮して來ると、旅宿に對して損失を與へ當然に辨償すべき金さへ支拂はれなくなつた。

とあるのは、そうした事態を憚ばせるに餘りあらう。

かくして餘收はなくなり、宿泊料は物價の騰貴が激甚で

（参考）

寛永

年

代

頃

に

定め

ら

れ

た

古

例

居て、晝夜明け置所に、色々の間違共有て、休泊所相違し、急にすぐ道に成事あり、常に斯る時、其届ありて禮謝して賜りて過、下宿へも其時の品を聞正して、夫々に了間を付、旅籠代の内、或は半分又は三分一宛も給はるもあり、是は年中第一のかせぎの砌、札を打たれて他の休泊を請る事もならず、それぐに支度用意し、湯拭立て損を成故なり。且亦右の如く本亭に宿共取置断置間違有てすぐ通りに成るといへど、何方より何の沙汰もなく、關札の宿札をば宿中に打捨て、はらへと表を通り給ふも多ぞかし。是又其君の知る所に非じといへど、其役人の無禮不儀何と言事ぞや

(民間省要)

右に引用した所によつて知られるやうに、例へば參觀旅行の途次川留めその他の都合などのため、旅程が變り宿泊地が變更された場合宿泊を豫約してある宿驛の本陣以下一般の旅宿に對しては、從來謂はず違約によつて生すべき損失を補償する意味で、旅籠料の三分の一から二分の一位までを、藩から支拂はれたのであるが、享保年代頃になつて

からは、そうした場合旅宿へ通知さへせず、豫め立てさせて置いた宿札を抜いては宿中へ捨てながら、素知らぬ顔で、通り過ぎるやうになつてゐた。それがために旅宿は、他の旅人等の宿泊を謝絶して室を空けて置いたり、または種々の準備をしたりするのに費した費用を全部損失する結果となつたのである。

また火災のために旅宿が焼失するやうなことがあつても前に述べたやうに、諸侯のこれに對する補助は全くなくなつた。または極度に減少したので(前照)一度そうした災難に遇つた旅宿はその再起が容易ではなく、中には祖先傳來の山林田畠などを賣り拂つて漸く普請し營業を續けてゆくものも少くなかった。「民間省要」の著者は、斯る事情を次のように傳へてゐる。著者が眼前の事實をあるがまゝに書き傳へたものであるだけに殊に興成の深きを覺えるのである。

而るを近年類焼して、造立する事も不叶先年の格を以て願に相廻るといへど、諸家古しへの如く合力(補助の)有

は稀にして、皆其格をはづし、本は半減し三分一し、又は聞捨にして一向沙汰無きも多し。近年下直成金銀の集まるは纏かにして、諸色は高直なれば、すべき様なし（中略）彼是を催し、自分に借金し、或は山林田地等持來を賣て、漸々普請する有といへど、段々龜相に手ぜまく成り、諸道具猶々不勝手に成る道理なり。

とあるのがそれである。旅宿が焼失して、已むを得ず諸藩を廻つて補助を頼んでも、以前の三分の一から二分の一ほどでも補助してくれるのは先づよい方で、中には聞き置くだけで一向に補助をしない藩も少くなかつた。補助額は減少するし、貨幣價値は十分の一から二十分の一にも減少してゐるので、どうにもならず、借金したり、田地山林を賣拂つたりして漸く建築はするもの、次第にそれが安普請となり、手狹まなものに成り下つてゆく有様であつたといふのである。

### ◎ 忽避された參觀交代旅行

これは特別の場合に關することであるが、參觀交代旅行

また

は、かくして次第に一般に旅宿から内心歓迎せられないやうにさへなつて來た。それは右に述べて來たやうな、諸藩の困窮に原因せる參觀旅行からの旅宿の收入の減少由來するが、然し前文に觸れて來たやうな、武の貧困化と情落そして匹夫も恥ずるやうな彼等の破廉恥な所爲とは一層、その傾向を強めるに至つたのである。

別て難儀する事は家によりて、夥しく本亭の諸道具の失することなり、其品々椀、家具、重箱、皿鉢、てうし、盃、あんどん、燭臺、屏風、たばこぼんの類限りなし。きせる杯云々物五十本出せば十本返すは稀なり。夫きせる、茶わん引盆の類の、袖に入易き物の器具の能きは失せ易し、是大勢の入込、殊に雇上下の者に雲助も打交り、夜中御立ちの砌り杯には人我の見さかへなければなり。近年又わらじぞうりも大分に入て、路地等にはきちらし捨、或は捨、或は催促して取てはいて行くもあり。（同上書）とあるなどによつて、その狀を偲ぶべきである（前文）更に

且又公事次第に泊所にして、人々夜具を責めはたりて取り、夏は蚊(帳?)布團、ござ、冬は布團衣類なり。木枕はいくら出しても紛失し夫もさし枕は失易し、雨の降る時はござの紛失する事夥し。ふとん衣類油斷ならず(下略)とある記事なども、それ等のことによつて生ずる旅宿の損失と、隨つてまた旅宿の參觀交代旅行への嫌忌を想見せしめるものである。著者(田中丘隅)は流石に、こうしたことを武士等の所爲には歸してゐないが、然し前の機會に述べたところによつて知られるやうな、武士等の破廉恥(無錢の飲食、遊興、馬錢のゆすり等々)を見れば、これ等のことも武士等に無關係であつたと誰が斷言し得るであらう。斯うしたことでも旅宿にとつては少からぬ損失であつてその貧窮、衰微を招來するに至つた原因の一つには相違ない。然しその根本の原因を成したもののは、

時移り世變じて金銀は獨り位を下り、諸侯太夫御旅宿々の賜は段々と減じ年々に儉約の果として、被召連人數も減じ、諸色は高直にして右に述が如く宿々衰といへど、

且又公事次第に泊所にして、人々夜具を責めはたりて取り、夏は蚊(帳?)布團、ござ、冬は布團衣類なり。木枕はいくら出しても紛失し夫もさし枕は失易し、雨の降る時はござの紛失する事夥し。ふとん衣類油斷ならず(下略)

世の奢りに連て、諸家の休泊に本陣の物入は多くなり、相續すべきいはれなし(民間)  
といふやうな時勢の推移そのものであつたのである。

#### (②) 轉向せんとして嘗へぐもの

旅宿は、次第に衰微の路を辿つていつた。

夫宿々の本亭は古へより其所の長として祿も重く、其筋目も選れて立來りしに、いつしか世變じて人間渡世の内に、物も宿々の本陣宿程無益成物今はなし。次第に衰へ、代々所持し来るの田地山林等も賣て、半潰れにして居るもあり、或は家共に名代を他に譲りて退くも有、漸く今に相續して無恙分は稀なり。(中略) 本亭共次第に衰へ、家居も段々零落し、不如意に成て諸事力不足、心外の不調事あれば、下々(藩吏)より云立て、忽に宿替し、代々の由緒も、徒に争と成こと情なし。

旅宿も、問屋(前文)と並んで、共に同じ運命を辿りつゝあつた有様がまさしくと思はれるであらう。問屋も旅宿も、共に、江戸幕府創業の後宿驛の制度が改良せられ普及せら

れた當初に在つては、地方の長老または富豪の人々によつて經營せられ、宿泊する諸侯などゝも眞近して、富み榮え、重きを成してゐたのであるが僅か百幾十年間を経過してゐるに過ぎない。享保年代の頃になつては、何れも貧困化し、經營の損失を顧補するために祖先傳來の山林田畠まで賣つて了つて僅かに存在を續けてゐるに過ぎない状態になつてゐるのである。そして最早や諸侯を宿泊させるに充分な設備や家具にさへ事缺く有様になつてゐたといふのである。嘗つては諸侯の參觀交代旅行によつて、大きな儲けを得、

日増しに繁昌してゐた旅宿であつたのに、今では、參觀交代旅行者の群が宿泊する毎に、少からぬ損失を蒙らなければならなくなつてゐたのだ。嘗つては諸大名の投宿を無上の光榮として、隨喜してゐた旅宿の人々からも、そうなつて來ると利害の反する所、自然に光榮感が消え失せて、寧ろそれを（參觀）旅行を忌避するやうな傾向をさへ生じて來たことは前に述べて來たところによつても察知せられるであらうが、「民間省要」が、

凡そ平人（民）の行旅にして、縱へば本亭宿をかり入時か、又は江戸廻りの大茶屋等に入て、一日一夜如<sup>ク</sup>斯人歩を遣ひ、諸色費し、諸道具衣類等迄大分にかり用、或は紛失、損破して、その上其失却して、構はざること諸家のごとく、微なる禮して立たんとせば忽ち棒を以て送らんに、代々宿々において其不足を不<sup>レ</sup>出言に、却て尊敬して過す事貴家高人の徳、忝哉

と、痛烈に皮肉つてゐるものも、そうした事態を充分に想見せしめるものである。

からして、背に腹は代へられず、諸驛の本陣中にも、貴族層の名譽なる獨占的指定旅館たる地位からすべり落ちて、一般庶民旅行者の群にまで、その顧客の範圍を擴げ生きの途を求めるものを生じて來た。「民間省要」が本陣に就いて「夫々誠の本亭へ貴重の御宿のみ勤めて年中を過るに、其數さして多きにあらず」と記しました「段々後に出來たるは、往來の旅人の宿も、常にせざれば、不<sup>レ</sup>朝立<sup>シテ</sup>事有」と云つてゐるなどはその邊の事情を傳へるものと思は

れる。地方によつてはその傾向が一步を進められてゐた。

である。

幕府が文政五年、奥州、甲州兩街道街の諸驛に令して、  
公事旅行者の宿泊を拒否することを禁じた（五街道取締書  
所  
驛遞志稿）事實などはさうした武士の公式旅行までが如何に忌避  
せられつゝあつたかを示すものである。然し、本陣は此時  
代に於ける政治上の制度（參觀交代制）と不可離の關係に  
置かれてあつた交通上に重要施設であつて、經營者が好む  
と好まざると拘らず、封建制交通制度が存續する限り、  
同時にその存續が必要であつたのである。隨つて時代の推  
移と共に、寧ろ經營方針の轉向に向つて、悶え喘ぎながら  
多くの本陣はその完全な轉向を許されなかつた。右に引  
用した禁令はそれを示すものである。一面幕府が旅宿の窮  
乏状態に對して、苦しい財政の中から補助を與へたり、ま  
た公私の方人にして、旅宿に宿泊する者に對して必ず宿料  
を支拂ふべきことを令して、前に述べたやうな無錢宿泊や  
これに類する不正を禁制したりしてゐるのも、本陣脇本陣  
其他これに類する旅宿の缺き難かつた必要性を物語るもの

江戸時代に於ける代表的旅宿は、斯如く、最後まで封建  
制度そのものと共に衰亡への途を歩み續けるべく、運命附  
けられてゐたのである。隨つて幕末近くなつては各宿驛の  
本陣や脇本陣が、いたく衰微し殆ど有名無實ともいふべき  
状態になつてゐたに拘らず、尙その形骸は依然として止め  
てゐた。そしてそれが名實共に廢止せられ、歴史の幕へ影  
を没したのは既に封建制度も崩壊した明治三年のことであ  
る。「驛遞志稿」が

又各驛本陣脇本陣を廢し、通常旅舎に於いて、玄關及上  
段の間を造るを許し火災拜借及一切の扶助を廢す

と「憲法類篇」によつて記してゐるのは、寛永以來の存  
在を續けて來た封建制旅宿の最後を物語るものである。現  
在でも、古色を帶びた舊宿場などで、稀に見かけることの  
ある本陣の跡を訪ふ者は、かうした歴史を偲ぶであらう。

（完）